



第3章

施策の方針

第3章 施策の方針

●SDGs と環境基本計画

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」「持続可能」で「多様性」と「包摂性」のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。

本計画では、SDGsのゴールと各施策の関係を明確にし、持続可能な社会の構築に向けた環境施策をより効果的に展開することで、SDGsの実現に寄与することを目指します。

<17の国際目標（ゴール）>

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさも守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※ 17の国際目標とそれらに付随する「169」のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1節 計画の基本目標・施策の体系

「新発田市環境基本条例」では、当市の環境保全に関する基本理念を次のように定めています。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常活動において着実に推進されなければならない。

また、「新発田市まちづくり総合計画」では「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」を将来都市像に掲げ、将来都市像を実現するために5つの分野と35の施策を設定しています。環境に関する分野「I生活・環境」では、「地域への愛着や誇りをもち、安心して住み続けられるまち」を基本目標とし、「飯豊連峰の山々から日本海沿岸部まで広がる美しい自然環境を未来へ継承し自然豊かなまちを守り育てていきます」としています。その目標を達成するための施策、「6グリーン社会」と「7環境保全」では、「地球環境に配慮した自然と調和のとれたまち」、「優れた自然と快適な生活環境が保たれ、心地よい環境で生活できるまち」を基本方針としています。

さらに、令和3年6月には、地球温暖化対策として令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。

私たちが生きていく上で欠かすことのできない酸素や食料などは豊かな森林、肥沃な土壌、清浄な海や川からもたらされています。私たちが安心して暮らしていくためには、これらの豊かな自然と持続的に共生する社会を形成し、次の世代に受け継ぎ、公害や気象災害等に脅かされない、快適で安全な生活環境が必要となります。

これらを踏まえ、新発田市環境基本計画の基本目標を次のとおりとします。

安心快適なまち、自然と共生する社会の継承

施策の体系

基本目標	長期目標	施策目標
安心快適なまち、自然と共生する社会の継承	長期目標 1 【自然環境】 豊かな自然と共生するうまいのあるまち	(1) 山岳地の自然環境の保全 
		(2) 里山の自然環境の保全 
		(3) 農地の自然環境の保全 
		(4) 生態系の保全 
長期目標 2 【快適環境】 清潔で美しいまち	(1) 身近な緑の保全 	
	(2) 水辺環境の保全 	
	(3) 環境美化の推進 	
	(4) 文化財の保護と歴史的景観の保全 	
長期目標 3 【生活環境】 環境汚染のない安全・安心なまち	(1) 大気環境の保全と悪臭の防止 	
	(2) 水環境の保全 	
	(3) 地盤環境の保全 	
	(4) 騒音と振動の防止 	
長期目標 4 【地球環境】 資源循環を追求するまち 【地球環境】 地球環境に取り組むまち	(1) 廃棄物対策の推進 	
	(2) 脱炭素社会の推進 	
	(3) オゾン層の保護 	
	(4) 地球環境問題への理解の促進 	

個別施策	環境指標			
① 地形・地質の保全	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
② 植生の保全	自然環境保全地域数	2	2	2
① 里山林の保全	鳥獣保護区数	7	7	7
② 環境保全機能の維持				
① 環境保全型農業の推進				
② 環境保全機能の維持				
① 多様な生態系の保全と回復				

① 街路樹や緑地帯の整備	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
① 河川や水路の多自然型空間の創出	森林面積 ※1	33,839ha	33,845ha	33,839ha
② 親しみやすい水辺の保全と形成	都市公園面積 ※2	135.85ha	140.24ha	136.86ha
① 不法投棄の防止	自然公園面積 ※3	13,668ha	13,668ha	13,668ha
① 指定文化財の保護	指定文化財の件数	国10・県9・市48	国10・県10・市51	国10・県10・市51
② 歴史的街並みの保全の創出	不法投棄の回収量 ※4	23.42 t	10.70 t	10.05 t

① きれいな空気の確保	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
② 悪臭防止対策の実施	河川のBOD75%値の平均			※5
① 河川等の水質保全	①加治川水系	①1.1mg/L	①0.9mg/L	①2mg/L以下
② 下水道等の整備等	②新発田川	②5.5mg/L	②3.9mg/L	②5mg/L以下
① 適正な地下水利水量の維持	③その他の河川	③2.5mg/L	③1.9mg/L	③5mg/L以下
② 汚染のない地下水と土壌の確保	公共下水道の整備率	58.1%	50.4%	83.1%
① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止	農業集落排水施設 の整備率	82.4%	100.0%	100.0%

① 廃棄物の発生抑制（リデュース）	指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
② 再利用の推進（リユース）	市民1人当たりの可燃・不 燃ごみ収集量	623kg	597kg	610kg
③ 再資源の推進（リサイクル）	ごみのリサイクル率	20.6%	15.8%	22.0%
① 温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備	市有施設等のCO2排出量 ※6	14,064t-CO2	14,016t-CO2	11,602t-CO2
① フロン類の管理適正化の推進	事業用新エネルギー設備の 発電出力総数 (年間)	—	10,000kw	11,500kw
① 環境保全団体への支援	環境関連の教育やイベント の実施回数	—	4回	5回
② 環境教育の推進				

※1：森林面積：地域森林計画書

※2：都市公園面積：都市公園等一覧表

※3：関係市町村を含めた自然公園総面積：69,434ha(新潟県自然公園配置図)

※4：不法投棄回収量：1年を通じて不燃物処理場へ搬入した不燃ごみ量

※5：目標値(R7)は、環境基準(資料編P3)の値としていますが、良質な水質を将来にわたり維持できるようこの目標値の上限に関わらず「2快適な環境」の「水辺環境の保全」に関する施策を進めるなど、より良い状態を目指します。

※6：市役所の各庁舎及び学校等の電気、ガス、公用車のガソリンを使用することで排出される二酸化炭素の量

第2節 長期目標・施策目標

前節の基本目標と各環境分野の望ましい環境像から長期目標を定めます。そして、長期目標に基づいて施策目標を定めます。

また、目標達成のために取り組むべき基本的な個別施策を整理するとともに、計画策定後の目標の達成度や各施策の進捗状況を把握するため、環境の状態を客観的に、かつ分かりやすく捉えるために環境指標を設定します。

さらに、市、事業者及び市民の各主体が環境に配慮すべき指針を示します。

1 自然環境

●望ましい環境像

地形変化に富む当市は、原生的自然が残る山間部、二次的自然と人々の暮らしが調和する里山、憩いの場である公園や街路樹等が点在する市街地といったそれぞれの地域によって、生息する動植物の状況も大きく異なります。

したがって、絶滅が危惧される動植物が多く生息・生育する地域は、開発などの人為的な自然の改変行為を極力制限し、豊かな自然を次世代へ引き継いでいく姿勢が望まれます。

また、里山や農地は、適切な人の手入れも必要となることから、人と自然がうまく共生できる環境づくりを行っていく必要があります。更に市街地については、市民生活や産業活動が優先され自然環境を保持することが難しいことから、快適環境の保全の視点からの検討が望まれます。

●長期目標

I 豊かな自然と共生するうるおいのあるまち

●施策目標

- ・山岳地の自然環境の保全
- ・里山の自然環境の保全
- ・農地の自然環境の保全
- ・生態系の保全



●環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
自然環境保全地域数	2	2	2
鳥獣保護区数	7	7	7

I 豊かな自然と共生するうるおいのあるまち

● 施策目標ごとの個別施策

施策目標		個別施策	施策の内容
(1)	山岳地の自然環境の保全	地形・地質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然変化に富んだ地形・地質の保全 ● 地形の改変による自然災害の防止
		植生の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の維持管理の実施 ● 開発行為による植生への影響の配慮 ● 貴重な動植物の保護
(2)	里山の自然環境の保全	里山林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山林における植林と維持管理の実施 ● 市民が自然と触れ合う場としての活用
		環境保全機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山における植物群落の保護 ● 里山の美化 ● 人と野生動物の共生の推進
(3)	農地の自然環境の保全	環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 減農薬・減化学肥料の取組 ● 有機資源の循環活用 ● 農業用資材の適正処理
		環境保全機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用水路の多自然化への配慮 ● 耕作放棄地の自然保護機能としての活用
(4)	生態系の保全	多様な生態系の保全と回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護と回復 ● 動植物の生息・生育状況の継続的な調査の実施 ● 開発行為における生態系への配慮



●各主体の取組

施策 目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	山岳地の自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変による自然災害の防止 ・森林の維持管理の実施 ・開発行為による動植物への影響の配慮 ・貴重な動植物の保護 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○
(2)	里山の自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施 ・自然と触れ合う場としての活用 ・野生鳥獣とのすみ分け（緩衝帯の設置） ・野生鳥獣個体数の適正管理 ・植物群落の保護 ・里山の美化（不法投棄の防止） 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
(3)	農地の自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・減農薬・減化学肥料の取組 ・有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等） ・減農薬・減化学肥料の食材の選択 ・農業施設（用水路等）の多自然化への配慮 	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○
(4)	生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為による影響の配慮 ・動植物生息・生育状況の継続的な調査の実施 ・絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復 ・外来種やペットを自然界に放たない 	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○
—	自然環境問題への理解 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境問題の周知・啓発・学習 ・自然環境啓発活動に対する支援・参加 ・身近な自然環境の保護・保全 	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

2 快適環境

●望ましい環境像

水と緑は、私たちの日常生活に潤いをもたらすとともに、心地よい景観にとっても貴重な存在です。多くの市民がこれに触れ合うことのできる機会と環境の整備が望まれます。

歴史的建造物等の文化財・史跡や街並みは、市民に親しみやすい落ち着いた生活空間をもたらすものであり、これらの保全や整備に加え、積極的に活用することで、より質の高い快適環境を創出することが望まれます。

ごみの不法投棄防止の取組は、清掃活動など市民との協働により、清潔で美しい生活環境の保全や不法投棄防止の意識向上を図っていくことが望まれます。

●長期目標

Ⅱ 清潔で美しいまち

●施策目標

- ・身近な緑の保全
- ・水辺環境の保全
- ・環境美化の推進
- ・文化財の保護と歴史的景観の保全



●環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
森林面積※1	33,839ha	33,845ha	33,839ha
都市公園面積	135.85ha(61か所)	140.24ha(62か所)	136.86ha(66か所)
自然公園面積※2 (市内指定面積)	13,668ha	13,668ha	13,668ha
指定文化財の件数	国 10、県 9、市 48	国 10、県 10、市 51	国 10、県 10、市 51
不法投棄の回収量※3	23.42 t	10.70 t	10.05 t

※1：森林面積：地域森林計画書

※2：自然公園面積：関係市町村を含めた自然公園総面積 69,434ha(新潟県自然公園配置図)

※3：不法投棄の回収量：1年を通じて不燃物処理場へ搬入した不燃ごみの量
年間の推移は、資料編 P6

目標値 (R7) を変更：R1 を基準値として残り 6 年間で 6% 減少させる。

現況値 (R1) $10.07t \times 0.94 = 10.05t$

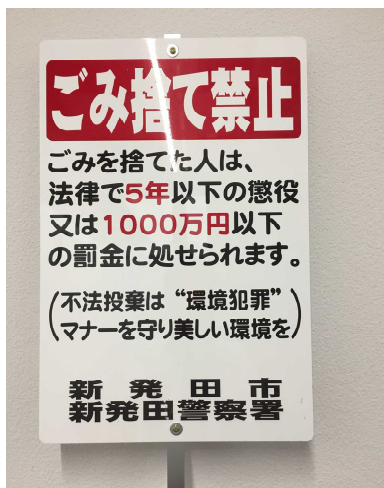
Ⅱ 清潔で美しいまち

● 施策目標ごとの個別施策

施策目標		個別施策	施策の内容
(1)	身近な緑の保全	街路樹や緑地帯の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備 ● 工業地域における緑地帯の整備 ● 公共施設における緑化の率先実行 ● 市有地における緑化への配慮
(2)	水辺環境の保全	河川や水路の多自然型空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川や水路における多自然化への配慮
		親しみやすい水辺の保全と形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備における水辺の保全と形成 ● 川辺などにおける親水施設の整備 ● 水辺の美化
(3)	環境美化の推進	不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦などの環境美化活動や意識啓発の推進 ● 不法投棄ごみの回収
(4)	文化財の保護と歴史的景観の保全	指定文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建造物や史跡の保護 ● 歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備
		歴史的街並みの保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的街並みの保護と整備 ● 歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出

● 各主体の取組

施策目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	身近な緑の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観と調和した街路樹や緑地帯、公園の整備 ・施設における緑化の推進 	○ ○	○	
(2)	水辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河川や水路における多自然化への配慮 ・川辺などにおける親水施設の整備 ・水辺の美化（不法投棄の防止） ・水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するため、関係機関・団体との連携 	○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○
(3)	環境美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化に対する意識啓発 ・環境美化活動である大クリーン作戦の開催 ・環境美化活動の参加・実施（除草・道路等の定期的な清掃） ・不法投棄防止のための監視・啓発 ・地域でのごみ出しの適正化 ・事業所周辺でのごみ散乱防止の取組 	○ ○ ○	○ ○	○ ○
(4)	文化財の保護と歴史的景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や史跡及び街並みの保全 ・歴史的建造物や史跡及び街並みと調和のとれた景観への配慮 ・地域での無形・有形文化財保護への協力 	○ ○	○ ○	○ ○ ○



3 生活環境

●望ましい環境像

生活を取り巻く環境には大気環境、水環境、地盤環境などがあります。きれいで悪臭のない空気や清らかな川の流れなど、それぞれの環境を望ましいものへ近づけていく努力が必要です。

○大気環境、水環境及び地盤環境

観測データからみると、大気環境及び水環境は概ね良好な状態といえます。しかし、単に観測データの数値を向上させるだけでなく、悪臭のない気持ちのよい大気と清らかな水に囲まれた生活環境が望まれます。

地盤環境については現在のところ大きな問題はありません。安定した地盤と清浄な土壌と地下水の維持が今後も望まれます。

○交通に伴う環境負荷

ガソリン車等から排出される排気ガスは、大気汚染の原因となる窒素酸化物などの有害物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素を含むことから、環境負荷の少ない電気自動車（EV）等のクリーンエネルギー車^{※1}の普及促進や積極的な公共交通機関の利用促進が望まれます。

クリーンエネルギー車の普及を促進するためには、充電設備などのインフラ整備を行う必要があります。

※1：資料編 P32

●長期目標

Ⅲ 環境汚染のない安全・安心のまち

●施策目標

- ・大気環境の保全と悪臭の防止
- ・水環境の保全
- ・地盤環境の保全
- ・騒音と振動の防止



● 環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
河川の BOD75% 値の平均※1			※2
①加治川水系	①1.1mg/L	①0.9mg/L	①2mg/L 以下
②新発田川	②5.5mg/L	②3.9mg/L	②5mg/L 以下
③その他の河川	③2.5mg/L	③1.9mg/L	③5mg/L 以下
公共下水道の整備率	58.1%	50.4%	83.1%
農業集落排水施設の整備率	82.4%	100%	100%

※1：BOD75% 値の平均は、加治川水系 4 か所、新発田川 4 か所、その他の河川 6 か所の調査地点それぞれの平均

※2：目標値 (R7) は、環境基準 (資料編 P3) の値としていますが、良質な水質を将来にわたり維持できるようにこの目標値の上限に関わらず「2 快適な環境」の「水辺環境の保全」に関する施策を進めるなど、より良い状態を目指します。

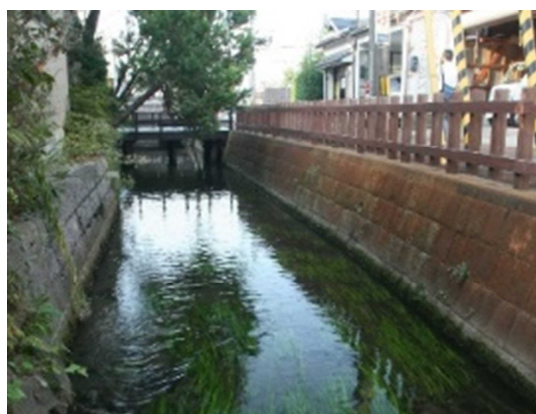
Ⅲ 環境汚染のない安全・安心のまち

● 施策目標ごとの個別施策

施策目標	個別施策	施策の内容
(1) 大気環境の保全と悪臭の防止	きれいな空気の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染の監視 ● 工場・事業所等に対する指導
	悪臭防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活や事業活動に伴う悪臭発生の未然防止 ● 工場・事業所等に対する規制・指導
(2) 水環境の保全	河川等の水質保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚染の監視 ● 工場・事業所等に対する指導
	下水道の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道等の積極的な整備 ● 下水道等の普及啓発
(3) 地盤環境の保全	適正な地下水利水量の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤沈下の監視 ● 地下水の適正利用についての啓発
	汚染のない地下水と土壌の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下水汚染及び土壌汚染の監視 ● 工場・事業所等への指導 ● 地下水汚染に対する安全対策
(4) 騒音・振動の防止	自動車交通や工場等の騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音の監視 ● 土地利用の適正化 ● 工場・事業所等に対する規制・指導 ● 公共交通体系の構築

●各主体の取組

施策目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	大気環境の保全と悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染（光化学オキシダント・PM2.5）の監視・情報伝達 ・公共交通機関の利用 ・電気自動車等のクリーンエネルギー車の導入 ・クリーンエネルギー車の充電設備等のインフラ整備 ・野焼きの防止 ・悪臭発生防止 	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
(2)	水環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚染の監視（河川等の水質検査） ・下水道接続への啓発普及 ・下水道への接続、合併浄化槽の設置 ・調理くず、廃食用油等の適切な処分 	○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○
(3)	地盤環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下・土壌汚染の監視（地盤沈下の測定） ・地下水の適正利用についての啓発 ・地下水の循環利用と適正使用量の維持 	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
(4)	騒音・振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の監視（騒音の測定） ・騒音・振動の発生防止（事業騒音・生活騒音） 	○	○ ○	○ ○
—	公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定の締結 ・公害防止設備の積極的な設置 ・工場・事業所等に対する規制・指導 	○ ○	○ ○	○ ○



4 地球環境

● 望ましい環境像

現在、世界の平均気温は、産業革命前に比べ既に約1℃上昇しているといわれ、温暖化が原因と考えられる昨今の異常気象は世界各地で人間社会や自然環境に深刻な影響を与えています。

しかしながら、地球環境問題^{※1}は、規模が大きいことから身近な問題として捉えることが難しく、市民や事業者の地球環境に対する意識は高いとはいえません。

地球環境問題を解決するには、事業者や市民の一人ひとりがこの問題に対して関心を高く持ち取り組んでいくことが望まれます。

※1：資料編 P38

○ 廃棄物と資源循環

市の責務である一般廃棄物の適正処理に加え、市民・事業者・市がリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3R活動に取り組むことで、ごみを減量化し、ごみの焼却により生じる二酸化炭素の発生量を減らすよう努めることが重要です。

● 長期目標

IV 資源循環を追求するまち

V 地球環境に取り組むまち

● 施策目標

- ・ 脱炭素社会の推進
- ・ オゾン層の保護
- ・ 地球環境問題への理解の促進



●環境指標

環境指標	現況値 (H26)	現況値 (R1)	目標値 (R7)
市民 1 人当たりの 可燃・不燃ごみ収集量	228 kg	218 kg	223kg
ごみのリサイクル率	20.6%	15.8%	22.0%
市有施設等の CO2 排出量 ^{※1} と 削減率	14,064t-CO2	14,016t-CO2	11,602t-CO2 ※2
	—	—	17% ^{※2}
事業用新エネルギー設備の 発電出力総数 (年間)	—	10,000kw	11,500kw
環境関連の教育やイベントの 実施回数	—	4 回	5 回

※1：市役所の各庁舎及び学校等の電気、ガス、公用車のガソリンを使用することで排出される二酸化炭素の量

※2：市は、2030 年度（令和 12 年度）に温室効果ガス排出量 46%削減を目標としている。その目標に沿った令和 7 年度の目標値を排出量と削減率で示したものの

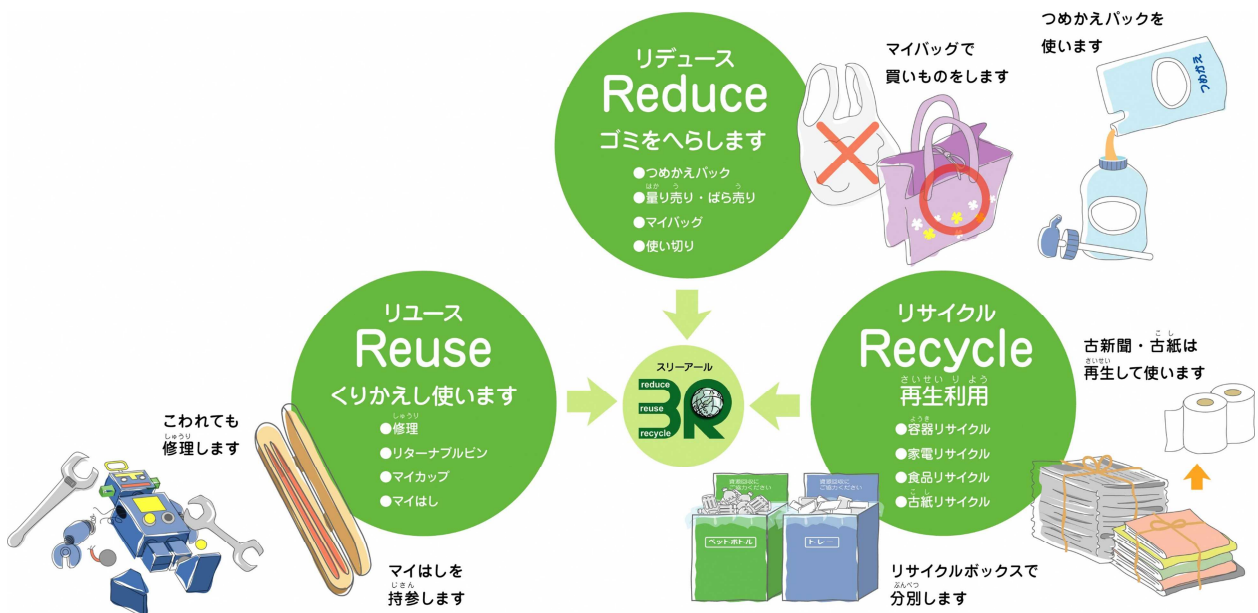
IV 資源循環を追求するまち

●施策目標ごとの個別施策

施策目標	個別施策	施策の内容
(1) 廃棄物対策の推進	廃棄物の発生抑制 (リデュース)	●発生・抑制のための啓発
	再利用の推進 (リユース)	●再使用・再利用品の普及拡大と積極的な活用
	再資源化の推進 (リサイクル)	●分別収集の徹底 ●生ゴミ等の資源化の推進 ●「容器包装プラスチック」及び「製品プラスチック」のリサイクルの検討と取組 ●リサイクル推進のための啓発

●各主体の取組

施策目標	取組内容	市	事業者	市民
(1)	廃棄物の発生抑制（リデュース） ・ 廃棄物発生抑制の啓発 ・ 食品ロスの削減 ・ ごみの分別の徹底 ・ 過剰包装の廃止・簡易包装の選択 ・ マイバックの持参	○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	再利用の推進（リユース） ・ 再利用の推進の啓発 ・ 再利用製品の積極的購入	○	○	○
	再資源化の推進（リサイクル） ・ ごみの再資源化の啓発 ・ プラスチックなどのリサイクルシステムの構築 ・ 資源物（古紙・缶・ペットボトル等）の分別徹底 ・ 生ごみ再資源化の取組	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○



出典：環境省_ことも環境白書 2012

V 地球環境に取り組むまち

● 施策目標ごとの個別施策

施策目標	個別施策	施策の内容
(2) 脱炭素社会の推進	温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の利用促進 ● 再生可能エネルギーの導入促進 ● 省エネルギーの導入推進 ● 自然資源等を活用した吸収源対策の実施
(3) オゾン層の保護	フロン類の管理適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● フロン類の適正な管理
(4) 地球環境問題への理解の促進	環境保全団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全団体との協働 ● 学校における環境教育の推進
	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業所への意識啓発

緩和とは？

原因を少なく

2つの 気候変動対策

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：国立環境研究所

